

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部			
固定資産		固定負債			
1 有形固定資産		資産見返負債			
土地	7,354,064	資産見返運営費交付金等	196,068		
建物	6,682,089	資産見返寄附金	8,124		
減価償却累計額	846,112	資産見返物品受贈額	1,421,607	1,625,799	
構築物	619,471	長期寄附金債務		16,248	
減価償却累計額	276,279	固定負債合計		1,642,048	
機械装置	2,197				
減価償却累計額	454	流動負債			
工具器具備品	240,729	運営費交付金債務		237,276	
減価償却累計額	99,168	預り施設費		30,000	
図書		預り補助金等		61	
美術品・収藏品		寄附金債務		11,930	
船舶	267	預り金		18,717	
減価償却累計額	267	未払金		404,215	
車両運搬具	25,262	未払費用		390	
減価償却累計額	6,719	未払消費税等		5,399	
有形固定資産合計	15,170,736	流動負債合計		707,989	
2 無形固定資産		負債合計		2,350,038	
ソフトウェア	36,797				
その他無形固定資産	868	資本の部			
無形固定資産合計	37,665	資本金			
3 投資その他の資産		政府出資金	14,525,475		
長期性預金	5,000	資本金合計	14,525,475		
預託金	92				
投資その他の資産合計	5,092	資本剰余金			
固定資産合計	15,213,494	資本剰余金	133,024		
		損益外減価償却累計額()	1,187,938		
流動資産		資本剰余金合計	1,054,914		
現金及び預金	924,741	利益剰余金			
未収学生納付金収入	8,460	教育研究環境整備積立金	128,750		
前渡金	30,000	積立金	15,720		
前払費用	479	当期末処分利益	215,157		
未収収益	7	(うち当期総利益	215,157		
その他流動資産	3,046	利益剰余金合計	359,627		
流動資産合計	966,733	資本合計		13,830,189	
資産合計	16,180,228	負債資本合計		16,180,228	

過 去 5 年 間 の 収 入 状 況

運営費交付金、施設費収入

(単位:千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
運営費交付金				3,434,192	3,466,670
施設費				39,761	61,218

自己収入

(単位:千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
自己収入	802,574	800,340	793,354	707,872	868,439
学生等納付金収入	745,427	733,172	727,137	618,833	775,951
授業料収入	597,565	594,393	589,103	460,077	605,703
入学料収入	123,527	112,542	112,984	128,578	143,152
検定料収入	24,335	26,237	25,050	30,178	27,096
財産貸付料収入	54,780	64,549	64,058	79,415	80,776
雑収入	2,367	2,619	2,159	9,624	11,712

授業料収入について、平成16～17年度において新入生に係る授業料の前倒し徴収を行わなかったため、平成16年度は、その影響額として110百万円少額となっている。

参考)学部・大学院における過去5年間の在籍状況等

(単位:人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
在籍者数(5月1日現在)	1,249	1,220	1,164	1,116	1,204
うち長期履修生					92
入学者数	428	394	384	466	490
受験者数	1,097	1,217	1,127	1,416	1,121

外部資金

(単位:千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
外部資金	55,380	63,896	80,992	155,326	177,678
科学研究費補助金	34,800	42,210	57,340	60,560	60,050
寄附金	17,880	18,886	23,652	20,875	9,361
受託研究	2,700	2,800	0	3,023	5,396
受託事業	0	0	0	70,868	64,746
補助金				0	38,125

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	20,191
施設整備費補助金	151
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	90
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	4,951
授業料及入学金検定料収入	4,393
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	558
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	145
長期借入金収入	0
計	25,528
支出	
業務費	25,142
教育研究経費	18,773
診療経費	0
一般管理費	6,369
施設整備費	151
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	145
長期借入金償還金	90
計	25,528

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額18,116百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人上越教育大学役員退職手当規程及び同職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$H(y - 1)$ は直前の事業年度における $H(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y - 1)$ は直前の事業年度における $C(y)$ ($C(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y - 1)$ は直前の事業年度における $C(y)$ ($C(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $E(y - 1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y - 1)$ は直前の事業年度における $C(y)$ 。

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $C(y - 1)$ は直前の事業年度における $C(y)$ 。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $D(y - 1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

運営費交付金 = $A(y) + B(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) C(y) = \{ C(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - C(x) \} \times (\text{係数}) + C(x)$$

$$(2) D(y) = D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) F(y) = F(y)$$

$$(5) G(y) = G(y)$$

C(y) : 学部・大学院教育研究経費()、附属学校教育研究経費()を対象。

D(y) : 附属施設等経費()を対象。

E(y) : 教育等施設基盤経費()を対象。

F(y) : 特別教育研究経費()を対象。

G(y) : 入学料収入()、授業料収入()、その他収入()を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = H(y) + I(y)$$

$$(1) H(y) = H(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) I(y) = I(y)$$

H(y) : 一般管理費()を対象。

I(y) : 特殊要因経費()を対象。

【 諸 係 数 】

(アルファ) : 効率化係数。 1%とする。

(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の収入実績を勘案し試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

注) 業務費については、17年度以降は16年度の支出予定額を踏まえ効率化を図ることとし試算した支出予定額を計上している。

注) 施設整備費については、17年度以降は16年度と同額として試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,979
經常費用	24,978
業務費	22,735
教育研究経費	3,691
診療経費	0
受託研究費等	17
役員人件費	311
教員人件費	13,814
職員人件費	4,902
一般管理費	2,090
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	153
臨時損失	1
収入の部	24,979
經常収益	24,978
運営費交付金	19,728
授業料収益	3,545
入学金収益	699
検定料収益	150
附属病院収益	0
受託研究等収益	17
寄附金収益	128
財務収益	0
雑益	558
資産見返運営費交付金等戻入	102
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	51
臨時利益	1
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

注) 受託研究等収益は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業収益は含まない。

3 . 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,568
業務活動による支出	24,823
投資活動による支出	615
財務活動による支出	90
次期中期目標期間への繰越金	40
資金収入	25,568
業務活動による収入	25,287
運営費交付金による収入	20,191
授業料及入学金検定料による収入	4,393
附属病院収入	0
受託研究等収入	17
寄付金収入	128
その他の収入	558
投資活動による収入	241
施設費による収入	241
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	40

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金にかかる国からの承継見込額40百万円を含む。

（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,467
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	18
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25
自己収入	837
授業料及入学金検定料収入	747
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	90
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	24
長期借入金収入	0
計	4,371
支出	
業務費	4,304
教育研究経費	3,162
診療経費	0
一般管理費	1,142
施設整備費	25
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	24
長期借入金償還金	18
計	4,371

[人件費の見積り]

期間中総額2,975百万円を支出する。（退職手当は除く）

注）兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

2 . 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,182
經常費用	4,182
業務費	3,821
教育研究経費	551
診療経費	0
受託研究費等	3
役員人件費	87
教員人件費	2,299
職員人件費	881
一般管理費	321
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	40
臨時損失	0
収入の部	4,182
經常収益	4,182
運営費交付金	3,281
授業料収益	592
入学金収益	130
検定料収益	25
附属病院収益	0
受託研究等収益	3
寄附金収益	21
財務収益	0
雑益	90
資産見返運営費交付金等戻入	24
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	15
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,928
業務活動による支出	4,142
投資活動による支出	211
財務活動による支出	18
翌年度への繰越金	557
資金収入	4,928
業務活動による収入	4,328
運営費交付金による収入	3,467
授業料及入学金検定料による収入	747
附属病院収入	0
受託研究等収入	3
寄附金収入	21
その他の収入	90
投資活動による収入	43
施設費による収入	43
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	557

上越教育大学 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(I) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る(B) 進む(F) 検索(S) お気に入り(O) 印刷(P) 移動(M) 停止(S)

アドレス(A) http://www.juen.ac.jp/contents/intro/middle/index.html

上越教育大学

ホーム サイトマップ お問い合わせ English

大学紹介

[大学紹介] 業務方法書及び中期目標・中期計画

本学の業務方法書及び中期目標・中期計画、年度計画を公表します。

- ・業務方法書 (PDF)
- ・中期目標 (PDF) (平成18年3月30日変更)
- ・中期計画 (PDF) (平成18年3月31日変更)
- ・年度計画 (PDF)
 - ・平成16年度年度計画 (PDF) (平成17年2月1日変更)
 - ・平成17年度年度計画 (PDF)
 - ・平成18年度年度計画 (PDF)

このページは総務課企画室企画・評価チームが管理しています。
このページに関するご意見・お問い合わせは www@jozei.ac.jp までお願いします。
(TEL)034-411-8800 (FAX)034-411-8800
〒951-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地
Copyright©2004-2006 Jozei University of Education. All rights Reserved.

損益計算書

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	523,582		
研究経費	114,273		
教育研究支援経費	170,367		
受託研究費	5,395		
受託事業費	64,745		
役員人件費	50,789		
教員人件費	2,073,786		
職員人件費	846,218	3,849,159	
一般管理費		240,621	
財務費用		-	
雑損		2	
	経常費用合計		4,089,782
経常収益			
運営費交付金収益		3,202,334	
授業料収益		636,957	
入学料収益		142,023	
検定料収益		27,096	
受託研究等収益			
政府受託研究収益	3,025		
その他受託研究等収益	2,370	5,395	
受託事業等収益			
政府受託事業等収益	2,160		
その他受託事業等収益	62,585	64,745	
寄附金収益		26,583	
補助金等収益		38,063	
施設費収益		23,397	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	15,978		
資産見返寄附金戻入	613		
資産見返物品受贈額戻入	22,183	38,774	
財務収益			
受取利息	38	38	
雑益			
財産貸付料収益	80,827		
その他雑収入	10,344	91,171	
	経常収益合計		4,296,582
経常利益			206,799
臨時損失			
固定資産売却損		313	
固定資産除却損		12,267	12,581
臨時利益			
固定資産売却益		833	
資産見返負債戻入		20,104	20,938
当期純利益			215,157
目的積立金取崩額			-
当期総利益			215,157

平成18年度学内予算編成方針

本学の財政見通し

1 中期的な財政見通し

本学は、国から措置される運営費交付金と授業料等の自己収入を主な財源として、大学運営を行っており、財源の約8割を運営費交付金が占めている。

運営費交付金における教育研究経費等（当該年度限りとして措置される事項指定経費以外の経費）の中期的な見通しは、効率化係数の影響や学生定員未充足に伴う授業料・入学料の収入調整が段階的になくなるなど、年々厳しさを増す見込みであり、本中期目標期間の最終年度である平成21年度においては、初年度の平成16年度と比較し、約2億1700万円ものマイナスとなる見込みであり、加えて、「総人件費改革の実行計画等（平成17年12月24日閣議決定）」を踏まえた運営費交付金への影響も憂慮されるところである。

これらのことから、支出予算の約4分の3を占める人件費の削減・抑制を図っていかなければ、本学の財政に極めて深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところである。

以上のように極めて厳しい中期的な財政見通しを踏まえ、本学は授業料や外部資金等の自己収入の確保に努めるとともに、人件費を含む支出予算の戦略的かつ計画的な抑制に取り組み、教育研究の活性化や学生支援の推進等を図るために予算の重点化を推進する必要がある。

2 平成18年度の財政の見通し

平成18年度予算政府案における本学の運営費交付金予定額の総額は、約33億8300万円である。内訳は、教育研究経費等が約29億8100万円、当該年度限りとして措置される事項指定経費（特別教育研究経費及び特殊要因経費）が約4億2000万円となっており、教育研究経費等について、前年度と比較するとマイナス約4300万円（1.4%）と効率化係数の影響等により非常に厳しい状況である。

なお、授業料等の自己収入は、大学院の学生数が増加する見込みであり、1500万～2000万円程度の増となる見通しである。

平成18年度学内予算編成方針

1 基本方針

平成18年度の学内予算編成にあたっては、本学の財政見通し及び政府の総人件費改革の動向を踏まえつつ、年度計画の諸施策を着実に実施するため、次のことを基本方針として予算を編成する。

人件費については、「総人件費改革の実行計画等（平成17年12月24日閣議決定）」に基づく中期目標・中期計画の策定を踏まえ計上する。

物件費については、効率化係数等の影響を勘案し既定経費の一層の見直しを図るとともに、年度計画の着実な実施、学生支援の充実等、緊要と考えられる施策等に必要な予算を重点的に確保するなど、予算の効率化・重点化を進める。

重点施策経費については、大学院の学生定員充足のための広報活動経費等について、重点的に計上するとともに、特別教育研究経費として措置された教育改革経費の2件についても、重点施策経費として計上する。

学長裁量経費については、全学的な視点から教育研究の活性化や大学運営の改善等を図るため平成17年度の予算配分額を踏まえながら計上する。

教育研究環境整備積立金を財源とした施設等の整備については、中長期的な施設等の改修・修繕を十分に考慮の上、平成18年度における計画を策定し計上する。

効率化係数等の影響額については、既定経費の一層の見直し等により対応することとし、授業料、入学料等の学生納付金及び学生宿舍の寄宿料等の料金改定は行わない。

2 収入予算の方針

(1) 運営費交付金収入

運営費交付金収入は、国から交付される金額を計上する。

(2) 自己収入

自己収入は、授業料、入学料等の学生等納付金収入及び財産貸付料収入等について、現行の料金単価に基づき在籍見込学生数や過去の収入実績等より適切に見積り計上する。

(3) 目的積立金収入

目的積立金収入は、教育研究環境整備積立金から、平成18年度における教育研究環境の整備計画に要する経費見合いを取り崩し計上する。

(4) 受託収入及び寄附金収入

受託収入及び寄附金収入は、過去の収入実績に基づき計上する。

なお、連合大学院に係る受託金については、受入後に受託収入(受託事業等収入)に計上する。

(5) 施設費収入

施設費収入は、国又は国立大学財務・経営センターから交付される金額を計上する。

3 支出予算の方針

(1) 業務経費

大学の業務運営等のための経費として、運営費交付金収入及び自己収入の合計額を財源とし、基本方針に基づき既定経費の一層の見直しを図り、予算の効率化・重点化を進める。

人件費

ア 人件費は、「総人件費改革の実行計画等(平成17年12月24日閣議決定)」に基づく中期目標・中期計画の策定を踏まえ計上する。

イ 退職手当は、文部科学省から示される金額を予算額とする。

教育研究経費

ア 教育研究基盤経費は、大学院における学生数の増加に伴う教育経費及び学生支援の充実を目的とした学務情報システム稼働に伴う経費等を考慮しつつ、各事項内容の見直しを図り計上する。

イ 教育研究特別経費は、研究プロジェクト等経費及び留学生・国際交流経費等、各事項内容の見直しを図るとともに、特別教育研究経費として措置される障害学生学習支援経費についても計上する。

全学施策経費

ア 重点施策経費は、大学院の学生定員充足のための広報活動経費等について、重点的に計上する。

イ 特別教育研究経費として措置される教育改革経費の2件についても、重点施策経費として計上する。

ウ 学長裁量経費については、全学的な視点から教育研究の活性化や大学運営の改善等を図るため平成17年度の予算配分額を踏まえながら計上する。

管理運営等経費

大学全体の管理運営を行うために要する経費について、効率化係数等の影響を勘案し、既定経費の一層の見直しを図り計上する。

予備費

予備費は、予算編成時点で予期し得なかった支出等に対応するために計上する。

(2) 教育研究環境整備経費

教育研究環境整備積立金を財源とし、平成18年度における教育研究環境の整備計画に要する経費を計上する。

(3) 受託経費、寄附金経費及び施設費

受託経費、寄附金経費及び施設費は、収入予算に計上した金額と同額を計上する。

(受託経費及び寄附金経費は、実際の受入額が実行上の予算額となる。)

4 予算の補正

学内予算の決定後に大幅な自己収入の増減等が生じ、予備費の使用や予算の流用では対応が困難な場合において、補正予算の編成を行う。

また、平成17年度の剰余金について、文部科学大臣の経営努力認定がなされ、目的積立金として確定後においても必要に応じて補正予算の編成を行う。

平成18年度 国立大学法人上越教育大学支出予算

(単位:千円)

款	予算額	項	予算額	目	予算額	目細	予算額	積算事項	算定額		
業務経費	4,256,303	人件費	3,210,029	人件費	2,918,546	役員人件費	47,710		47,710		
						教員人件費	2,022,457		2,022,457		
						職員人件費	764,110		764,110		
						非常勤職員人件費	84,269	非常勤講師人件費	17,389		
								客員研究員人件費	1,441		
								ティーチングアシスタント経費	2,101		
								ティーチングサポーター経費	929		
								教育・研究支援職員人件費	46,718		
								事務補助員等人件費	15,691		
								退職手当	291,483	退職手当	291,483
				教育研究経費	397,540	教育研究基盤経費	315,911	教育研究教員経費	124,377		124,377
								教育研究設備経費	12,965		12,965
								教育支援経費	30,778	教務経費	18,053
										教育実習等経費	8,814
										特別科目経費	2,011
										非常勤講師等旅費	1,900
								附属図書館経費	32,372	図書購入費	24,193
										附属図書館運営費	8,179
								学校教育総合研究センター経費	4,132		4,132
								情報基盤センター経費	78,797		78,797
								心理教育相談室経費	2,154		2,154
								実技教育研究指導センター経費	2,348		2,348
								障害児教育実践センター経費	2,052		2,052
								附属小学校経費	10,804		10,804
								附属中学校経費	11,141		11,141
								附属幼稚園経費	3,991		3,991
						教育研究特別経費	30,650	研究プロジェクト等経費	18,034	研究プロジェクト経費	15,856
										紀要等刊行費	2,178
								留学生・国際交流経費	6,785		6,785
								公開講座等経費	1,868	公開講座経費	1,460
										文化講演会経費	408
								フレンドシップ事業経費	2,000		2,000
								大学入試センター委員経費	303		303
								障害学生学習支援等経費	1,660		1,660
						学生支援等経費	30,264	学生支援経費	15,898	厚生補導経費	9,776
										就職支援経費	6,122
								保健管理センター経費	4,300		4,300
								大学会館経費	2,042		2,042
								赤倉野外活動施設経費	2,168		2,168
								学生宿舎経費	5,856		5,856
				入学試験経費	20,715	入学試験経費	20,715		20,715		
		全学施策経費	262,216	重点施策経費	213,716	教育研究改善等経費	37,080		37,080		
						教育改革経費(情報)	61,090		61,090		
						教育改革経費(特別支援教育)	46,856		46,856		
						特別設備経費	5,330		5,330		
						施設改修等経費	63,360		63,360		
				学長裁量経費	48,500	学長裁量経費	48,500		48,500		
		管理運営等経費	376,518	管理運営等経費	376,518	管理運営経費	286,432	水道光熱費	110,608		
								通信運搬費	5,419		
								旅費交通費	16,420		
								自動車維持経費	2,901		
								業務委託等経費	78,571		
								諸会費・会議経費	5,253		
								公租公課	9,136		
								職員厚生経費	2,206		
								事務情報化経費	16,595		
								その他管理運営経費	39,323		
						施設等維持管理経費	90,086		90,086		
小計	4,256,303		4,256,303		4,256,303	予備費	10,000		10,000		
教育環境整備経費	26,560	教育環境整備経費	26,560	教育環境整備経費	26,560	教育環境整備経費	26,560		26,560		
受託経費	3,000	受託研究等経費	3,000	受託研究経費	3,000	受託研究	3,000		3,000		
				共同研究経費	0	共同研究	0		0		
		受託事業等経費	0	受託事業経費	0	受託事業	0		0		
				共同事業経費	0	共同事業	0		0		
補助金等経費	29,643	補助金等経費	29,643	補助金等経費	29,643	補助金等経費	29,643		29,643		
寄附金経費	22,138	寄附金経費	22,138	寄附金経費	22,138	寄附金	22,138		22,138		
施設費	238,643	施設費	238,643	施設整備費	213,643	アスベスト対策事業費	60,967		60,967		
						耐震化対策事業費	152,676		152,676		
				財務・経営センター施設費	25,000	営繕費	25,000		25,000		
合計	4,576,287		4,576,287		4,576,287		4,576,287		4,576,287		

- 1 網掛けは運営費交付金算定における事項指定経費である。
- 2 成果進行基準により収益化を行う経費は(目)重点施策経費の(目細)教育改革経費(情報)及び(目細)教育改革経費(特別支援教育)とする。
- 3 連合大学院に係る受託金については、受入後に(目)受託事業経費に計上する。

平成18年度 国立大学法人上越教育大学支出予算【17年度予算額との比較】

(単位：千円)

款	18年度 予算額	17年度 予算額	増減額	項	18年度 予算額	17年度 予算額	増減額	目	18年度 予算額	17年度 予算額	増減額	目細	18年度 予算額	17年度 予算額	増減額								
業務経費	4,256,303	4,303,572	47,269	人件費	3,210,029	3,267,277	57,248	人件費	2,918,546	2,974,970	56,424	役員人件費	47,710	52,271	4,561								
												教員人件費	2,022,457	2,045,390	22,933								
												職員人件費	764,110	789,885	25,775								
												非常勤職員人件費	84,269	87,424	3,155								
								退職手当	291,483	292,307	824	退職手当	291,483	292,307	824								
				教育研究経費	397,540	391,969	5,571	教育研究経費	397,540	391,969	5,571	教育研究経費	315,911	307,466	8,445	教育研究教員経費	124,377	119,987	4,390				
																教育研究設備経費	12,965	13,096	131				
																教育支援経費	30,778	16,498	14,280				
																附属図書館経費	32,372	32,495	123				
																学校教育総合研究センター経費	4,132	4,174	42				
																情報基盤センター経費	78,797	88,471	9,674				
																心理教育相談室経費	2,154	2,176	22				
																実技教育研究指導センター経費	2,348	2,372	24				
																障害児教育実践センター経費	2,052	2,073	21				
																附属小学校経費	10,804	11,011	207				
																附属中学校経費	11,141	11,356	215				
																附属幼稚園経費	3,991	3,757	234				
																教育研究特別経費	30,650	33,113	2,463	研究プロジェクト等経費	18,034	18,505	471
																				留学生・国際交流経費	6,785	6,949	164
																				公開講座等経費	1,868	1,940	72
								フレンドシップ事業経費	2,000	2,012	12												
								大学入試センター委員経費	303	1,212	909												
								災害支援経費	0	1,465	1,465												
				障害学生学習支援等経費	1,660	1,030	630																
学生支援等経費	30,264	30,358	94	学生支援等経費	30,264	30,358	94	学生支援等経費	30,264	30,358	94	学生支援経費	15,898	15,251	647								
												保健管理センター経費	4,300	4,889	589								
												大学会館経費	2,042	2,080	38								
												赤倉野外活動施設経費	2,168	2,194	26								
												学生宿舍経費	5,856	5,944	88								
入学試験経費	20,715	21,032	317	入学試験経費	20,715	21,032	317																
全学施策経費	262,216	250,014	12,202	重点施策経費	262,216	250,014	12,202	重点施策経費	262,216	250,014	12,202	教育研究改善等経費	37,080	46,520	9,440								
												教育改革経費(情報)	61,090	87,272	26,182								
												教育改革経費(特別支援教育)	46,856	0	46,856								
												特別設備経費	5,330	59,582	54,252								
												施設改修等経費	63,360	8,140	55,220								
学長裁量経費	48,500	48,500	0	学長裁量経費	48,500	48,500	0																
管理運営等経費	376,518	384,312	7,794	管理運営等経費	376,518	384,312	7,794	管理運営等経費	376,518	384,312	7,794	管理運営経費	286,432	294,401	7,969								
												施設等維持管理経費	90,086	89,911	175								
予備費	10,000	10,000	0	予備費	10,000	10,000	0	予備費	10,000	10,000	0	予備費	10,000	10,000	0								
小計	4,256,303	4,303,572	47,269		4,256,303	4,303,572	47,269		4,256,303	4,303,572	47,269		4,256,303	4,303,572	47,269								
教育環境整備経費	26,560	0	26,560	教育環境整備経費	26,560	0	26,560	教育環境整備経費	26,560	0	26,560	教育環境整備経費	26,560	0	26,560								
受託経費	3,000	2,868	132	受託研究等経費	3,000	2,868	132	受託研究経費	3,000	2,868	132	受託研究	3,000	2,868	132								
												共同研究経費	0	0	0								
												共同事業経費	0	0	0								
補助金等経費	29,643	0	29,643	補助金等経費	29,643	0	29,643	補助金等経費	29,643	0	29,643	補助金等経費	29,643	0	29,643								
												寄附金	22,138	21,283	855								
寄附金経費	22,138	21,283	855	寄附金経費	22,138	21,283	855	寄附金経費	22,138	21,283	855	寄附金	22,138	21,283	855								
施設費	238,643	43,099	195,544	施設費	238,643	43,099	195,544	施設整備費	213,643	0	213,643	アセスメント対策事業費	60,967	0	60,967								
												耐震化対策事業費	152,676	0	152,676								
												財務経営センター施設費	25,000	25,000	0	営繕費	25,000	25,000	0				
				施設整備資金貸付金償還経費	0	18,099	18,099	施設整備資金貸付金償還経費	0	18,099	18,099												
合計	4,576,287	4,370,822	205,465		4,576,287	4,370,822	205,465		4,576,287	4,370,822	205,465		4,576,287	4,370,822	205,465								

1 平成17年度予算額は当初予算額である。

2 網掛けは運営費交付金算定における事項指定経費である。

平成18年度 雇用計画表

予算区分	職 種	H18.3.31	平成18年度 雇用計画								
			H18.4.1			H18.9.1			H18.10.1		
		現 員	減	増	現 員	減	増	現 員	減	増	現 員
役員人件費	学 長	1			1			1			1
	理 事	2			2			2			2
	理事(非常勤)	1			1			1			1
	監事(非常勤)	2			2			2			2
教員人件費	副 学 長	2			2			2			2
	大 学 教 員	160	10	10	160	1		159		6	165
	(教 授)	(67)	(3)	(5)	(69)	(1)		(68)		(6)	(74)
	(助 授 授)	(74)	(4)	(5)	(75)			(75)			(75)
	(講 師)	(15)	(2)		(13)			(13)			(13)
	(助 手)	(4)	(1)		(3)			(3)			(3)
	附属学校教員	39			39			39			39
職員人件費	学長特別補佐	3			3			3			3
	一 般 職 員	102	2		100			100			100
合 計		312	12	10	310	1		309		6	315

平成18年度重点施策経費の主要事項

1 教育研究改善等経費	37,080千円
(1) 大学院定員充足等のための大学広報活動	(15,420千円)
教育委員会 私立大学への広報活動	
・大学公式ホームページの整備	
・広報用パンフレットリーフレット作成	
・専門誌・受験雑誌等への広告掲載	
(2) 学生支援の充実 教育の改善	(16,460千円)
授業内容 方法の改善 (FD)	
・教員採用試験学習支援システムのデータ構築	
・卒業生 修了生のデータベース構築	
・教育の情報化推進 (情報スキル講習会実施 利用者サポート充実)	
(3) 地域連携 大学間連携の推進	(5,200千円)
・地域貢献事業の推進	
・近隣大学との連携推進	
2 教育改革経費 (情報)	61,090千円
情報教育等の実践的指導力を備えた教員の養成 研修	
- 情報モラルを核とした情報教育 及び 学校教育の情報化の推進 -	
・情報教育 遠隔教育用コンテンツの制作	
・教育情報等データベースシステム導入	
・情報基盤センター 郊外ネットワークシステム更新等	
3 教育改革経費 (特別支援教育)	46,856千円
特別支援教育のための大学院における教員養成 研修システムの開発	
- 障害児教育実践センター及び附属学校の活用を通して -	
・事業推進コーディネーターの雇用	
・障害児行動解析システム導入	
・特別支援教育に係る教材作成費等	
4 特別設備経費	5,330千円
附属図書館入館管理システム更新	
5 施設改修等経費	63,360千円
(1) 附属中学校給食調理室改修 設備更新	(57,500千円)
・ドライシステム化 狭隘解消のための施設改修費	
・調理用設備更新 整備	
(2) 学生宿舍居住環境の改善	(5,860千円)
・世帯用学生宿舍の居室内装改修 (6年計画の5年次分)	
・学生宿舍の防犯対策 (鍵取替) (6年計画の2年次分)	

支出予算(業務経費)の年度別推移

(金額単位:千円)

項 名	16年度 予算額		17年度 予算額		18年度 予算額	
		指 数		指 数		指 数
人件費	3,223,755	100	3,267,277	101	3,210,029	100
(目)人件費	3,007,923	100	2,974,970	99	2,918,546	97
(目)退職手当	215,832	100	292,307	135	291,483	135
教育研究経費	392,241	100	391,969	100	397,540	101
全学施策経費	217,948	100	250,014	115	262,216	120
管理運営等経費	387,440	100	384,312	99	376,518	97
予備費	5,000	100	10,000	200	10,000	200
合 計	4,226,384	100	4,303,572	102	4,256,303	101

本表は、支出予算(業務経費)の当初予算の年度別推移を表したものである。

平成18年度大学教員に係る教育研究経費の配分方針

平成18年度の大学教員に係る教育研究経費は、支出予算科目「教育研究教員経費」及び「教育研究設備経費」に区分し、次の方針に基づき配分する。

1 教育研究教員経費

教育研究教員経費は、大学教員の教育研究に係る経費として、教員数積算分、大学院学生数積算分、学部学生数積算分、留学生・研究生数積算分及び教育研究等の評価に基づく積算分の事項ごとに下記(1)～(5)のとおり配分額を算定し、教員数積算分、大学院学生数積算分のうち論文指導分、留学生・研究生数積算分及び教育研究等の評価に基づく積算分は、各教員へ配分し、大学院学生数積算分のうち授業分及び学部学生数積算分については、各講座及び学校教育総合研究センターへ配分する。

(1) 教員数積算分

教員数積算分は、5月1日現在の教員数（休職者を除く。）に基づき配分し、配分単価は、下記の表のとおりとする。

なお、年度途中の任用者又は昇任者に係る配分については、任用月又は昇任月に応じて、月割により追加配分を行うものとする。

区 分	配 分 単 価
教 授	444,400円
助 教 授 ・ 講 師	333,300円
助 手	222,200円
外 国 人 教 師	333,300円
教 授 兼 務 者	100,000円
客 員 研 究 員	100,000円

(2) 大学院学生数積算分

大学院学生数積算分は、論文指導分と授業分に区分し配分する。

論文指導分は、大学院学生の論文を指導する教員への配分経費として、5月1日現在の大学院学生数（留学生を含み、休学者を除く。）に基づき標準履修（2年の教育課程）学生1人当たり72,000円、長期履修（3年の教育課程）学生1人当たり48,000円を配分する。

なお、5月1日現在において休学していた学生が年度途中で復学した場合は、指導教員の申請に基づき上記の学生1人当たり単価を配分する。

また、長期履修学生が履修期間を変更し、2年の標準履修年限となった場合は、指導教員の申請に基づき学生1人当たり48,000円を追加配分する。

授業分は、1講座・分野当たり200,000円を16講座（分野）に配分する。

(3) 学部学生数積算分

学部学生数積算分は、予算額10,772千円を学部の各開設授業科目毎に、次の方法で算出して得た比率で当該授業等を担当する講座等に配分する。

$$\text{各授業科目等の履修学生数()} \times \text{単位数} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{「講義」・「演習」} = 1 \\ \text{「実験」・「実習」} = 3 \end{array} \right\}$$

履修学生数には、教育職員免許取得プログラム受講者及び科目等履修生を含む。

(4) 留学生・研究生数積算分

留学生・研究生数積算分は、留学生・研究生の指導教員への配分経費として、5月1日現在の留学生・研究生数（大学院の正規学生及び休学者を除く。）に基づき配分するものとし、学生一人当たりの配分単価は下記の表のとおりとする。

なお、5月2日以降に新たに留学生・研究生を指導することとなった場合又は5月1日現在において休学していた留学生・研究生が年度途中で復学した場合は、指導教員の申請に基づき下記の表のとおり配分する。

区 分		配 分 単 価
留学生	研究生及び特別研究学生	60,000円
	上記以外の留学生	30,000円
留学生以外の研究生		30,000円

(5) 教育研究等の評価に基づく積算分

教育研究等の評価に基づく積算分は、競争的経費等の予算額64,688千円から、上記の(2)大学院学生数積算分の論文指導分、(3)学部学生数積算分及び(4)留学生・研究生数積算分の配分所要額を控除した後の額について、大学評価委員会の審議結果に基づき追加配分を行うものとする。

2 教育研究設備経費

教育研究設備経費は、大学の教育研究用設備の維持管理・充実のための経費として、学内公募を実施し、予算額12,965千円から学内共同利用の印刷機に係る維持費を控除した後の額の範囲内において、維持管理経費、更新経費及び新規取得経費に区分し、申請内容等を勘案の上、配分額を決定する。

なお、上記の決定により予算に残余が生じた場合は、その取扱いについて、別途、検討を行うこととする。

3 その他

連合大学院の受託金に係る教育研究経費の配分方針は、別に定める。

国立大学法人法第35条(独立行政法人通則法の規定の準用第38条第4項)

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつ

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

〔公 告〕

諸事項

特殊法人等

平成十六事業年度財務諸表等関係

(国立大学法人)

- 北海道大学
- 北海道教育大学
- 室蘭工業大学
- 小樽商科大学
- 帯広畜産大学
- 旭川医科大学
- 北見工業大学
- 弘前大学
- 岩手大学
- 東北大学
- 宮城教育大学
- 秋田大学
- 山形大学
- 福島大学
- 茨城大学
- 筑波大学
- 宇都宮大学
- 群馬大学
- 埼玉大学
- 千葉大学
- 東京大学
- 東京医科大学
- 東京外国語大学

二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 東京学芸大学
- 東京農工大学
- 東京芸術大学
- 東京工業大学
- 東京海洋大学
- お茶の水女子大学
- 電気通信大学
- 一橋大学
- 横浜国立大学
- 新潟大学
- 長岡技術科学大学
- 上越教育大学
- 富山大学
- 富山医科薬科大学
- 金沢大学
- 福井大学
- 山梨大学
- 信州大学
- 岐阜大学
- 静岡大学
- 浜松医科大学
- 名古屋大学
- 愛知教育大学
- 名古屋工業大学
- 豊橋技術科学大学
- 三重大学
- 滋賀大学
- 滋賀医科大学
- 京都大学
- 京都教育大学
- 京都工芸繊維大学
- 大阪大学
- 大阪外国語大学
- 大阪教育大学
- 兵庫教育大学
- 神戸大学
- 奈良教育大学
- 奈良女子大学
- 和歌山大学
- 鳥取大学
- 島根大学

一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇 一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇

- 岡山大学
- 広島大学
- 山口大学
- 徳島大学
- 鳴門教育大学
- 香川大学
- 愛媛大学
- 高知大学
- 福岡教育大学
- 九州大学
- 九州工業大学
- 佐賀大学
- 長崎大学
- 熊本大学
- 大分大学
- 宮崎大学
- 鹿児島大学
- 鹿児島体育大学
- 琉球大学
- 総合研究大学院大学
- 政策研究大学院大学
- 北陸先端科学技術大学院大学
- 奈良先端科学技術大学院大学
- 筑波技術短期大学
- 高岡短期大学
- (大学共同利用機関法人)
- 人間文化研究機構
- 自然科学研究機構
- 高エネルギー加速器研究機構
- 情報・システム研究機構

二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇

上越教育大学 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(I) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り 移動 リンク

アドレス http://www.juen.ac.jp/contents/info/index.html

上越教育大学

ホーム サイトマップ お問い合わせ English

訪問者別エントランス
社会人一般の方へ
入学を希望される方へ
卒業生・修了生の方へ
在学生・職員の方へ
図書館をご利用の方へ

大学・大学院プログラム
大学紹介
学校教育学部
大学教育学部
大学教育学部教育実践科(修士課程)
大学教育学部教育実践科(博士課程)

教育実践部・附属施設・附属学校

キャンパスライフ
アクセスガイド
大学の取組み
公開情報
関連サイト

【公開情報】
情報公開
財務諸表等

平成16年度

- ・財務諸表
- ・決算報告書
- ・事業報告書
- ・監事の意見
- ・監査法人の監査の結果

上越教育大学

このページは総務部財務課財務・監査チームが管理しています。
このページに関するご意見・お問い合わせは zaisaku@juen.ac.jp までお願いします。
[作成:2006.08.29][最終更新:2006.08.29]
〒941-8512 新潟県上越市山原坂町1番地
Copyright©2004-2006 Jozeu University of Education. All rights Reserved.

インターネット

国立大学法人上越教育大学内部監査規程

(平成16年10月20日)
規程第101号

国立大学法人上越教育大学内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定め、本法人の業務管理全般の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財務会計の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「部局」とは、次の各号に掲げる組織をいう。

- (1) 第一部，第二部，第三部，第四部及び第五部
- (2) 学校教育総合研究センター，保健管理センター，情報基盤センター，心理教育相談室，実技教育研究指導センター，障害児教育実践センター及び各附属学校
- (3) 事務局（課及び室）

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務監査 業務活動が法令並びの本法人の方針，計画，制度及び諸規則に準拠し適正に行われているかについての監査
- (2) 財務会計監査 財務会計処理の適否，会計記録の正否及び資産管理状況の適否等についての監査

(監査の種類)

第4条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期監査 あらかじめ定められた監査実施計画に基づき定期的を実施する監査
- (2) 臨時監査 学長が必要と認めた場合に実施する監査

(監査実施計画)

第5条 学長は、毎事業年度開始後速やかに監査実施計画を作成しなければならない。ただし、臨時監査を行うときは、その都度、監査項目，実施時期，監査方法等を定めるものとする。

2 学長は、前項の監査実施計画を作成したときは、監事に回付するとともに、役員会に報告するものとする。

(監査員の指名)

第6条 学長は、監査を実施するため、事務局所属の職員のうちから主任監査員及び監査員（以下「監査員」という。）を命ずるものとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、監査員を補助する者を命ずることができる。

(監査員の権限)

第7条 監査員は、当該監査対象部局に係る事務の担当者及び関係者（以下「担当者等」という。）に対し、関係資料の提出，事実の説明，その他必要事項の報告等を求めるこ

とができる。

2 監査員は、必要と認めた場合には、学外の関係先に内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

3 監査員の求めに対し、担当者等は監査業務に協力し、これを拒否することができない。
(監査員の遵守事項)

第8条 監査員(補助する者を含む。以下同じ)は、常に公正かつ厳正に監査に当たらなければならない。

2 監査員は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

3 監査員は、担当者等に対し、業務の処理・方法について直接指揮命令をしてはならない。

(監査の実施)

第9条 学長は、監査を実施しようとするときは、その時期及び監査員の氏名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査の方法)

第10条 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、監査の内容によっては、担当者等から関係書類等を取り寄せ、その審査によりこれに代えることができる。

(監査結果の説明)

第11条 監査員は、監査を終了したときは、担当者等に対して監査結果の説明を行い、担当者等から具申があるときは、十分意見を聴取するものとする。

(監査結果の報告)

第12条 監査員は、監査を終了したときは、所定の監査結果報告書により、速やかにその結果を学長に報告し、その監査結果を当該監査対象部局の長に通知するものとする。

(監査結果の措置)

第13条 学長は、前条の監査結果報告書に基づき、その内容を学内に周知するとともに、是正改善の必要があると判断した場合は、その事項を所定の改善命令通知書により、改善対象部局の長に通知しなければならない。

2 改善対象部局の長は、前項の改善命令を受けた事項について、速やかに改善措置を講ずるとともに、その結果を所定の改善結果報告書により、学長に報告しなければならない。

(役員会等への報告等)

第14条 学長は、監査結果報告書及び改善結果報告書を監事に回付するとともに、役員会に報告するものとする。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則

(平成16年10月20日)
細則第40号)

改正 平成17年4月1日細則第11号

改正 平成18年3月31日細則第6号

国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号。以下「監査規程」という。）第15条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(監査事項)

第2条 監査規程第3条各号に規定する監査の監査事項は、次の各号に掲げるとおりとし、学長が当該年度の対象範囲を決定するものとする。

(1) 業務監査

- ア 業務方法書及び本法人の諸規程等の実施状況
- イ 中期計画及び年度計画の実施状況
- ウ 組織運営の状況
- エ 人事管理の状況
- オ その他業務に関する事項

(2) 財務会計監査

- ア 年次決算の状況
- イ 予算執行及び資金運用の状況
- ウ 契約の状況
- エ 債権管理の状況
- オ 資金管理の状況
- カ 金銭出納の状況
- キ 資産管理の状況
- ク 外部資金経理の状況
- ケ 預り金管理の状況
- コ その他財務会計に関する事項

(監査実施計画)

第3条 監査規程第5条第1項に規定する監査実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査の方針
- (2) 監査の内容

- (3) 監査の実施時期
 - (4) 監査の方法
 - (5) その他必要な事項
- (監査員の任命)

第4条 学長は、監査規程第6条に定める主任監査員及び監査員(以下「監査員」という。)を国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号)第3条第1項第3号に規定する一般職員で、次の各号に掲げる職務の級にある者から任命するものとする。ただし、これによりがたい場合は、それぞれ1級下位の者とする事ができる。

- (1) 主任監査員 一般職俸給表(一)4級以上の者 1人
- (2) 監査員 一般職俸給表(一)3級以上の者 3人以上

2 学長は、監査実施に当たり前項に定める監査員の構成では監査が困難であるとき又は専門的知識を有する者を必要とするときは、前項の規定にかかわらず職員又は職員以外の者を補助監査員に任命することができる。

3 学長は、財務会計監査については、監査対象期間中に財務会計事務に直接関わった者を監査員(補助監査員を含む。以下同じ。)に任命してはならない。

4 監査員の任命は、別記第1号様式の国立大学法人上越教育大学内部監査員任命簿により行うものとする。

5 学長は、監査員を任命したときは、監事へ通知しなければならない。

(監査員の任期)

第5条 前条第1項に定める監査員の任期は、監査員を命じられた日から当該監査対象年度の翌年度の6月30日(国立大学法人法第35条の規定に基づく事業報告書及び財務諸表の文部科学大臣への提出期限)までとし、再任を妨げない。

2 補助監査員の任期は、学長が個別に定める。

(監査員の心得)

第6条 監査の実施に当たり、監査員は、次の掲げる事項に留意の上、監査を行うものとする。

- (1) 監査員は、当該監査対象部局に係る事務の担当者及び関係者(以下「担当者等」という。)に接する際は、常に厳正かつ公平であって、研究的態度に心がけること。
- (2) 監査員は、監査日程に従って、あらかじめ監査対象の実態把握に努め、監査員の分担を定めて、実施の細部について事前の打合せを行い、監査に万全を期すること。
- (3) 監査員は、事務処理が適正でない場合は、担当者等から事情聴取し、よく事実を確かめ、合理的な判断を行うよう努めること。
- (4) 監査員は、監査上の不明な点や疑義があったときは、主任監査員と協議すること。
- (5) 監査員は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監査員と共有するよう努めること。

(監査結果報告書)

第7条 監査規程第12条に規定する監査結果報告書は、別記第2号様式のとおりとする。

(改善命令通知書)

第8条 監査規程第13条第1項に規定する改善命令通知書は、別記第3号様式のとおりとする。

(改善結果報告書)

第9条 監査規程第13条第2項に規定する改善結果報告書は、別記第4号様式のとおりとする。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年10月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行後最初に任命する監査員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に監査員であった者のうち、平成17年4月1日に再任される者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成17年6月30日までとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

国立大学法人上越教育大学内部監査員任命簿

国立大学法人上越教育大学長

印

- 1 あなたは、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号。以下「監査規程」という。）第3条に規定する監査を行う者として、監査規程第6条に規定する（主任監査員，監査員，補助監査員）に任命します。
- 2 あなたの（主任監査員，監査員，補助監査員）としての権限及び遵守事項は、監査規程第7条及び第8条に規定するところによります。
- 3 あなたは、前2項について確認の上、この任命簿に押印してください。

任命 年月日	職務名	所属	職名	氏名	印	備考

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

印

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、（業務監査・財務会計監査）の（定期監査・臨時監査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 監査対象部局
- 3 監査の方法
- 4 監査事項
- 5 是正改善を要する事項

（注）上記4の監査事項は、必要に応じて適宜事項を設けることができるものとする。

別記第3号様式（第8条関係）

改善命令通知書

年 月 日

（改善対象部局の長） 殿

国立大学法人上越教育大学長

印

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 監査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 改善対象部局
- 3 改善命令事項
- 4 その他特記すべき事項

（注）上記3及び4については、詳細に記述すること。

別記第4号様式（第9条関係）

改善結果報告書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

改善対象部局の長

印

年 月 日付け改善命令について，国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第13条第2項の規定に基づき，下記のとおり措置しましたので，報告します。

記

1 監査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 改善対象部局

3 改善措置

(1) 改善命令に基づく対象部局における調査・点検実施状況

実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
実施責任者	職名： 氏名：
実施方法及び内容	

(2) 改善措置の内容

4 その他特記すべき事項

(注) 上記3及び4については，詳細に記述すること。

平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画

I 監査の方針

平成17年度における国立大学法人上越教育大学の内部監査は、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）及び国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則（平成16年細則第40号）に基づき、業務管理全般の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財務会計の適正を期することを目的として実施する。

II 監査の内容

1 業務監査

国立大学法人としての諸規程の整備、組織の設置、中期計画及び年度計画を踏まえた業務の計画等、中期計画等の達成に向けた条件の整備状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 国立大学法人としての諸手続状況
- (2) 規程、規則等の整備及び関係諸法令との整合性の状況
- (3) 中期目標・中期計画及び平成17年度年度計画に沿った事業計画、事業執行状況
- (4) 組織運営体制の状況
- (5) 環境保全に関する状況
- (6) 安全管理に関する状況
- (7) 防災管理体制の整備状況
- (8) 窓口業務の対応状況
- (9) 経費節減の推進状況
- (10) センター及び附属学校の管理運営状況
- (11) その他監査ために必要な事項

2 財務会計監査

財務会計システムの整備及び運用状況、国からの出資等財産の現況及び使用状況並びに資産管理状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 合計残高試算表、収支に関する証拠書類等に基づく突合
- (2) 現金・預金残高確認、資金管理運用に関する書類等に基づく突合
- (3) 財務諸表及び事業報告書（財務会計に関する部分）並びに決算報告書
- (4) 会計検査院、その他外部機関による実地検査指摘事項の処置状況

III 監査の実施時期

1 定期監査

上記IIの監査の内容に基づき、各項目の進行状況に応じて、主任監査員がその都度、

「内部監査実施計画書」を作成し、監査対象部局へ通知の上、実施する。

なお、定期監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 業務監査の場合

年度終了後における年次監査

(2) 財務会計監査の場合

① 国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第6条に定める会計機関及び国立大学法人上越教育大学預り金事務取扱細則（平成16年細則第10号）第3条に定める管理責任者並びに経理責任者（以下「会計機関等」という。）に係る業務その他財務会計に関わる全般の監査

② 科学研究費補助金に関する事項

③ 年度末における金庫検査

2 臨時監査

定期監査以外に、必要に応じて次のとおり監査を実施する。

(1) 会計機関等の交代検査

(2) その他学長が必要と認める事項

IV 監査の方法

1 業務監査

(1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また、必要に応じて個別聴取を行う。

(2) その他必要な事項を監査する。

2 財務会計監査

(1) 会計機関等を監査対象とし、財務会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。

(2) 会計機関等を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。

(3) 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。

(4) その他必要な事項を監査する。

V その他の事項

1 監事との連携

監査を行うに当たっては、監事と密接に連携して行い、監査の効率化に努める。

2 学長（役員会）への報告

(1) 監査結果は、遅滞なく報告書を作成の上、学長（役員会）に報告する。

(2) 学長から改善指示が出された場合は、改善措置の状況について事後監査を行う。

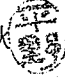
別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月～10月）分及び平成16年度（平成16年4月～平成17年3月）継続分まで
- 2 監査対象部局 平成17年度に交付を受けている科学研究費補助金補助金（平成16年度からの継続を含む。）の対象者（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 別紙（文部科学省様式）のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

内部監査の実施状況報告書

機関番号	研究機関名	連絡先	課・係等	氏名	連絡先TEL (内線)	FAX

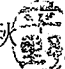
実施期間	実施者	通常監査		特別監査	
		監査実施研究課題数	監査の内容・結果	監査実施研究課題数	監査の内容・結果
平成17年10月31日 ～ 11月 1日	附属学校事務室長 総務課係員 研究連携室主任 附属学校事務室主任 教育支援課主任 学生支援課係長	10件	<p>[監査の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支簿の確認 ・証拠書類 (領収書, 見積書, 納品書等) の確認 ・旅費関係書類の確認 ・謝金実施関係書類の確認 <p>[監査の結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な収支管理が行われていた ・適正な証拠書類の整理が行われていた ・適正な旅費関係書類の整理が行われていた ・適正な謝金関係書類の整理が行われていた 	2件	<p>[監査の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者に購入物品の使用状況を確認 ・業者取引内容を確認 ・設備備品の設置状況及び稼働状況等の確認 ・研究者に旅費及び謝金の実施状況を確認 <p>[監査の結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者は購入物品を適正に使用していた ・業者と適正な取引が行われていた ・設備備品は適正に設置され稼働していた ・研究者は旅費及び謝金の適正に使用していた
<p>※ 内部監査を実施する年度において、当該研究機関において科研費の交付を受けている研究課題数：42件</p>					

監 査 結 果 報 告 書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 平成17年度分の財務会計
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項
財務会計の執行に係る会計書類の監査
財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監 査 結 果 報 告 書

平成18年2月20日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年11月から監査実施日まで）
（会計検査院の会計実地検査に備えて、平成17年11月に臨時の内部監査を実施したので、それ以降）
- 2 監査対象部局 総務部（総務課，企画室，研究連携室，附属学校事務室，財務課，施設マネジメント課）
学務部（教育支援課，学生支援課，就職支援室，入試課，学術情報課）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 財務会計の執行に係る会計書類の監査
財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

（注）上記4の監査事項は、必要に応じて適宜事項を設けることができるものとする。


別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成18年4月3日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づく、財務会計監査の定期監査（年度末における金庫監査）を平成18年4月3日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年4月 ～ 平成18年3月
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書
（年度末における金庫監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし


別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成18年3月31日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づく、財務会計監査の臨時監査（会計機関等の交代監査）を平成18年3月31日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度末
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書
（会計機関等の交代監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成18年5月12日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づく定期監査として、業務及び財務会計に関わる年次監査を平成18年5月12日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度業務（平成17年4月～平成18年3月）
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（業務及び財務会計に関わる年次監査）のとおり
- 3 監査の方法 同 上
- 4 監査事項 同 上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

国立大学法人上越教育大学監事監査規則

(平成16年4月1日)
規則第8号

国立大学法人上越教育大学監事監査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、監事が行う監査及び意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の財務内容を含む業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、本法人の業務について行うものとする。

(監査の方法)

第4条 監査の方法は、書面監査と実地監査によるものとする。

(監査計画)

第5条 監事は、毎事業年度の監査計画を作成し、あらかじめ学長に提出しなければならない。ただし、臨時に監査を行うときは、その都度、監査項目、実施時期、監査方法等を文書で学長に提出するものとする。

2 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の方法

3 定期監査の監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 業務の監査

- ア 法令、業務方法書及び本法人の諸規程等の実施状況
- イ 中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況
- ウ 組織運営状況
- エ 人事管理状況

(2) 会計の監査

- ア 年次決算の状況
- イ 予算の執行及び資金運用の状況
- ウ 収入及び支出の状況
- エ 固定資産の管理状況
- オ 契約の状況
- カ 人件費の支給状況

4 監査手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監査対象部局の長(ただし、上越教育大学の学生宿舍及び赤倉課外活動施設は、事務局に含む。)からの概況聴取

(2) 帳簿その他証拠書類の原本確認

(3) 現地の調査

(監事以外の役員への質問等)

第6条 監事は、監査の際、監事以外の役員に対し必要に応じて質問し、又は説明、資料の提出を求めることができる。

2 監事以外の役員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

(監査終了後の措置)

第7条 監事は、監査終了後速やかに監査結果に基づく報告書を作成し、遅滞なく学長に提出するものとする。

2 報告書に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 監査結果の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他必要と認められた事項

3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に対し意見を提出するものとする。

4 学長は、第1項の報告書に意見が付されている場合は、当該意見に対する回答を監事にしなければならない。

(事故又は異例な事態の報告)

第8条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、職員は速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(事務の処理)

第9条 監査に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画

(平成17年4月1日)

第1 監査の基本方針

1 基本方針

国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年4月1日制定）に基づき監査を実施する。

2 回付文書

監査の実施に当たり必要な資料として、あらかじめ以下の文書の回付を求める。

- (1) 業務方法書及び規則等の制定並びに改廃に関する文書
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する文書
- (3) 事業計画及び予算に関する文書
- (4) 許認可等に関する官公署に対する申請並びに官公署からの文書
- (5) 重要な契約に関する文書
- (6) 資金計画及び資金運用に関する文書
- (7) 重要な財産の取得及び処分並びに管理に関する文書
- (8) 訴訟に関する文書
- (9) 事故に関する文書
- (10) 文部科学省その他の行政機関から受けた重要な通達等の文書
- (11) 業務の運営に関する重要な報告、供閲等の文書
- (12) その他業務の執行上重要又は異例な事項に関する文書

第2 監査の重点項目

1 業務の監査

- (1) 諸規程の整備及び実施状況
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営状況

2 会計の監査

- (1) 財務会計システムの整備及び運用状況
- (2) 内部統制の整備及び運用状況
- (3) 資産の管理状況

第3 監査の実施期間

1 業務の監査

平成17年度の業務監査は、年度終了後の平成18年度当初に別途日程を調整のうえ実施する。また、監査を効率的に実施するため、事業年度の間時点（平成

17年10月)に監査を実施し、中期計画・年度計画への対応方針等について、各部局等から説明を聴取する。

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要な応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

2 会計の監査

平成17年度の会計監査は、月次監査及び年次監査を行う。

(1) 月次監査

月次監査は、毎月中旬に前月の決算の状況等について実施する。

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要な応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

(2) 年次監査

平成17年度の年次監査は、年度終了後の平成18年5月上旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整のうえ実施する。

第4 監査の方法

1 業務の監査

(1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また必要な応じて個別聴取を行う。

(2) その他必要な事項を監査する。

2 会計の監査

(1) 月次監査

① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、前月の決算関係書類を精査し、前月の決算の状況等を監査する。

② その他必要な事項を監査する。

(2) 年次監査

① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。

② 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。

③ 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。

④ その他必要な事項を監査する。

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学

学長 渡 邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。


監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成17年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。


平成18年6月15日

国立大学法人上越教育大学

監 事

高橋信雄 

監 事

大原啓資 

監 査 契 約 書

監査委嘱者 国立大学法人 上越教育大学

監査受嘱者 中央青山監査法人

監査委嘱者（以下「甲」という。）と監査受嘱者（以下「乙」という。）とは、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 41 条の欠格事由のないこと並びに公認会計士法第 24 条から第 24 条の 3、同法第 34 条の 11 から第 34 条の 11 の 3 及び日本公認会計士協会倫理規則第 14 条に規定する特別の利害関係のないことを確認し、監査約款に定めるところにより、次のとおり監査契約を締結する。

甲及び乙の基本的な責任に関しては添付の「監査約款」第 1 条から第 3 条までに定めるところである。

1. 監査の目的

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 39 条による財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査

2. 本契約による監査の対象となる甲の事業年度

自 平成 17 年 4 月 1 日
第 2 期
至 平成 18 年 3 月 31 日

3. 指定社員の通知

乙は、2. に記載した本契約による監査の対象となる甲の事業年度についての監査証明業務を公認会計士法第 34 条の 10 の 4 に定める指定証明とし、下記の社員を当該事業年度に係る監査証明業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に甲に通知したものとす。

公認会計士 滝上 由行
公認会計士 葉袋 政彦
公認会計士 江島 智

4. 指定社員以外の主な監査従事者

乙において指名する。

なお、本契約締結時における指定社員以外の主な監査従事者は次のとおりである。

公認会計士 宮下 宗久

公認会計士 齋藤 祐暢

5. 乙に対する財務諸表等の提出期限

(1) 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、その他文部科学省令で定める書類

4月下旬（但し、最終的な提出期限は別途協議する。）

(2) 附属明細書・事業報告書・決算報告書

5月上旬（但し、最終的な提出期限は別途協議する。）

6. 監査報告書等の提出時期（5.の期限内提出を前提とする）

(1) 5.乙に対する財務諸表等の提出期限（1）、（2）に対する監査報告書

6月中旬（但し、最終的な提出期限は別途協議する。）

(2) 参考資料

6月下旬（但し、最終的な提出期限は別途協議する。）

7. 乙との連絡にあたる甲の役職員

第一次的には甲の財務部門担当責任者がその任にあたる。

なお、本契約締結時における乙との連絡にあたる甲の役職員は次のとおりである。

事務局長 梶原 憲次

8. 監査予定日数並びに往査場所、時期及び日程

(1) 監査予定日数

監査従事者の構成人数及び監査予定日数については、乙が策定する監査計画に従い、別途協議する。

(2) 往査場所、時期及び日程

往査場所、時期及び日程については、乙の申し出に従い、別途協議する。

9. 報酬の額及びその支払の時期

報酬の額及びその支払の時期については、別途協議して定める。

10. 経費の負担

出張旅費等については、甲が負担する。金額及びその支払の時期については別途協議して定める。

その他の経費については、別途協議する。

11. 特約

(1) 海外会計事務所等への監査業務の委嘱

乙が、甲の海外関係会社等に関する監査を必要と認めた場合、当該関係会社等を担当する会計事務所等は、原則として、乙の業務提携先 (PricewaterhouseCoopers) によるものとする。

(2) 裁判の管轄

本契約及び添付の監査約款に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の追加的管轄裁判所とすることに合意する。

12. その他

この契約書に定めのない事項に関しては、本契約書に添付の「監査約款」による。

この監査契約の成立の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 17年 7月 1日

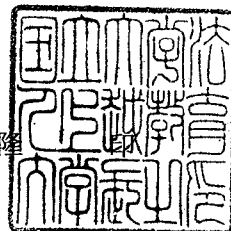
甲

〒943-8512

新潟県上越市山屋敷町1番地

国立大学法人 上越教育大学

学長 渡邊 隆



乙

〒100-6088

東京都千代田区霞が関1-2-5番5号

中央青山監査法人

理事長

奥山章雄



監 査 約 款

第1条 (監査の公共性)

監査委嘱者(以下「甲」という。)と監査受嘱者(以下「乙」という。)は、監査の公共性を認識し、互いに協力し、信義を守り誠実に本監査契約(以下「本契約」という。)を履行するものとする。

第2条 (監査委嘱者及び監査受嘱者の責任)

甲は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、甲に係る国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下、「準用通則法」という。)第37条の文部科学省令に準拠して準用通則法第38条に規定する財務諸表等(以下「財務諸表等」という。)を作成する責任を有する。さらに、これを監査が十分に行える時期までに、乙に対して提出する責任を有する。

2. 乙は、公正不偏の態度を保持し、職業専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表等の適正性あるいは正しく表示しているか等について意見を表明する責任を有する。

ただし、乙は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明せず、その旨を監査報告書に記載する。

第3条 (監査の基準)

乙は、「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(国立大学法人会計基準等検討会議平成16年3月29日)に定める「国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準」に準拠し、これに定めのないものについては我が国において一般に公正妥当と認められた監査の基準に準拠して甲の財務諸表等の監査を行う。

2. 甲は、財務諸表等の作成には甲の見積りや判断が多く含まれていること、監査が原則として試査により実施されること、内部統制には固有の限界があること、また、乙が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであることから、乙がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示又は違法行為等を発見できないことがあることを理解する。

第4条 (監査における法規準拠性の観点等)

乙の監査は、法規準拠性の観点からの監査(財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点からの監査をいう。)を含むものとし、乙は財務諸表等に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為の発見に積極的に努めるとともに、監査の実施過程において非効率的な取引等の発見に努めるものとする。

なお、乙の監査は、甲が作成した財務諸表等の適正性の証明を目的として行われるものであり、甲の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明並びにすべての違法行為等及び非効率的な取引等の発見を目的として行われるものではない。

第5条 (監査受嘱者の権限)

乙は、甲の財務諸表等の監査を行うに当たり、以下の権限を有する。

① 乙は、何時でも、甲の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は甲の長その他の役員(監事を除く。)及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

② 乙は、その職務を行うため必要があるときは、甲の業務及び財産の状況を調査することができる。

第6条 (監査委嘱者の協力)

甲は、乙が効率的かつ適切に監査を実施できるよう乙に全面的に協力し、関係部署に対しその周知を図らなければならない。

2. 甲は、乙が監査の実施期間中、乙の執務に適する場所を提供し、かつ、連絡担当者を置く。

3. 甲は、乙が必要と判断した全ての記録、書類、その他の情報を乙に提供し、乙の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答し、その他第5条所定の乙の権限の行使について協力しなければならない。

第7条 (監査委嘱者の長の確認書の入手)

甲は、「国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準」第4節第3の7に定めるところにより甲の長の確認書を提出しなければならない。

2. 前項の確認書には、内部統制に関する有効性の言明を含むものでなければならない。

3. 乙は、第1項の確認書について、監査計画の策定及びその後の必要な時点において甲に提出を求めることができる。

第8条 (監事との連絡)

乙は、甲の監事と密接な連絡の下に監査を行う。

2. 甲は、甲の監事及び乙が相互に実施した監査についての意見聴取及び意見陳述を行うことを認める。

3. 乙は、甲の監事に監査報告書等の写しを提出する。

第9条 (内部統制に関する報告)

乙は、財務諸表等監査の実施過程において、内部統制に係る重大な問題点を発見した場合は、甲の長及び監事に対して報告する。

第10条 (違法行為等の報告)

乙は、財務諸表等監査の実施過程において、不正、誤謬(軽微なものを除く。)及び違法行為を発見した場合は、財務諸表等に重要な影響を与えないものであっても、甲の長及び監事、又は文部科学大臣に報告するなど適切に対応しなければならない。

2. 甲の長は、不正、誤謬又は違法行為の発見につながる重要な事実を、乙に十分説明しなければならない。

3. 乙は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等(軽微なものを除く。)を発見した場合は、甲の長及び監事に報告する。

第11条 (守秘義務)

乙は、業務上知り得た甲及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

2. 甲は、前項の正当な理由に、乙が公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合、日本公認会計士協会の会則等に基づく同協会の質問又は調査に応じる場合及び自己の利益擁護のため必要やむを得ざる場合並びに第12条に基づく情報提供を含むことを了解する。

第12条 (文部科学大臣等への情報提供)

文部科学大臣、国立大学法人評価委員会及び総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「文部科学大臣等」という。)が、法令に規定された権限の行使のために必要があるとして乙に対して監査実施過程において知り得た甲に係る情報の提供を求めた場合、又は第3条に定める「国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準」において文部科学大臣に報告すべきことを求めた場合、乙は文部科学大臣等に情報提供を行うことができるものとする。

第13条 (無断改変等の禁止)

乙の監査報告書等については、乙に無断で改変、要約、翻訳、添付、転載等してはならない。

第14条 (利害関係)

甲は、監査が被監査国立大学法人と著しい利害関係を有する者によっては為し得ないことを理解し、甲乙両者は、法令及び日本公認会計士協会が定める特別の利害関係に該当する事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第15条 (報酬の改定の申し出)

甲の内部統制の不備や不正・誤謬の発見、経営組織の改変、あるいは監査対象取引の増加等を原因として監査執務の日数が予定を超えることとなった場合には、乙は甲に対し、報酬額改定の協議を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第16条 (契約の解除・終了)

甲の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。この場合において、甲は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を乙に支払う。

2. 乙の責めに基づき本契約の履行が不可能となったとき(準用通則法第43条の規定により、乙が文部科学大臣により会計監査人を解任された場合を含む。)は、甲は本契約を解除することができる。この場合において、乙は、既に受領した報酬を甲に返還するものとする。
3. 甲及び乙の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第14条に定める利害関係が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約が解除又は終了した場合、甲の了解を得た後任監査人(その候補者を含む。)から引継ぎの協力を要請されたときは、乙は必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。

第17条 (損害の賠償)

甲又は乙は本契約及び本約款に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第18条 (その他)

本契約及び本約款に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

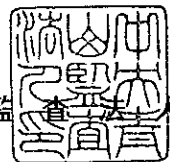
2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月14日

国立大学法人 上越教育大学
学長 渡邊 隆 殿

中央青山監査



指定社員 公認会計士
業務執行社員

庵上 由 伸



指定社員 公認会計士
業務執行社員

江島 智



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藁袋 政彦



当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人上越教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針1.に記載されているとおり、国立大学法人は運営費交付金収益の計上基準を変更した。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、国立大学法人は学生募集経費の計上区分を変更した。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上